



平成 24 年 8 月 3 日

各 位

会 社 名	株式会社ジース
代 表 者 名	代表取締役社長 池添 吉則 (コード番号:8922 東証マザーズ)
問 合 せ 先	取締役管理本部長 奥田 広志
電 話 番 号	06-6232-7770(代表)

証券取引等監視委員会による当社元役員および元社員
に対する課徴金納付命令の勧告について

平成 24 年 8 月 3 日、証券取引等監視委員会から、当社元役員および元社員に対し、金融商品取引法違反の事実が認められるとして、内閣総理大臣及び金融庁長官に対し、課徴金納付命令を発出するよう勧告を行ったとの発表がなされました。

このような事態が発生したことは誠に遺憾であり、株主及び投資家の皆さま並びに関係者の方々に深くお詫び申し上げます。

記

1. 勧告を受けた事実の概要

勧告によりますと、課徴金納付命令の対象である当社元役員は、当社が平成 22 年 8 月 12 日に行った業務上の提携に関する未公表事実を知りながら、この事実が公表された平成 22 年 8 月 12 日より前の 7 月 28 日に、当社の株式合計 183 株を買い付け、平成 23 年 1 月 27 日に行った業務提携に係るサービス提供の停止に関する未公表事実を知りながら、この事実が公表された平成 23 年 1 月 27 日より前の同日当社株式 183 株を売り付けたものです。また当社元社員は、当社が平成 22 年 11 月 1 日に行った業務上の提携に関する未公表事実を知りながら、この事実が公表された平成 22 年 11 月 1 日より前の 10 月 27 日に当社株式 50 株買い付け、平成 23 年 1 月 27 日に行った業務提携に係るサービス提供の停止に関する未公表事実を知りながら、この事実が公表された平成 23 年 1 月 27 日より前の同日当社株式 50 株を売り付けたものです。

勧告では、この課徴金納付命令対象者が行った上記の行為は、金融商品取引法第 175 条第 1 項に該当する行為であると認められました。

この違反行為に対し、課徴金納付命令対象者が、金融商品取引法に基づき納付を勧告されている課徴金の額は、元役員に対し 134 万円および元社員に対し 22 万円です。

2. 当社の今後の対応について

当社としては、事実関係を調査するとともに、当社の情報管理体制やコンプライアンス体制に不備がなかったかといった点についても検証を行い、これらの結果を受け必要に応じて適切に対処してまいります。

3. 再発防止策について

当社では、インサイダー取引防止管理規程及びコンプライアンス規程を制定し、内部者取引の未然防止に取り組んで参りましたが、それにもかかわらず今回の事態が発生したことを厳粛に受け止めております。

当社は、今回の事態を受け、当社役職員に対して、社内規定の周知徹底と法令等遵守教育の一層の強化及び内部者取引の再発防止を図ってまいりますので、今後とも皆様のご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上